

砂川市訓令第30号

令和6年5月27日

砂川市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する訓令

砂川市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第1項本文中「おおむね300万円」を「100万円」に、「13億5,000万円」を「24億円」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「45パーセント」を「60パーセント」に改め、同条第4項中「13億5,000万円」を「24億円」に、「16億8,000万円」を「30億円」に改め、「と」、「20億2,000万円」とあるのは「25億3,000万円」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年5月31日から施行する。